

平成26年第2回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

平成26年6月2日（月曜日）午前9時09分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 報告第1号 平成25年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第2号 平成25年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
報告第3号 平成25年度幸田町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
日程第5 第35号議案 幸田町税条例の一部改正について
第36号議案 幸田町都市計画税条例一部改正について
第37号議案 幸田町火災予防条例一部改正について
第38号議案 幸田町国民健康保険税条例一部改正について
第39号議案 財産の取得について（小中学校コンピュータ）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 中根秋男君 | 2番 杉浦あきら君 | 3番 志賀恒男君 |
| 4番 鈴木雅史君 | 5番 中根久治君 | 6番 都築一三君 |
| 7番 池田久男君 | 8番 酒向弘康君 | 9番 水野千代子君 |
| 10番 夏目一成君 | 11番 笹野康男君 | 12番 内田等君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 浅井武光君 |
| 16番 大嶽弘君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | | | |
|----------------|--------|---------------|--------|
| 町長 | 大須賀一誠君 | 副町長 | 成瀬敦君 |
| 教育長 | 小野伸之君 | 企画部長 | 大竹広行君 |
| 総務部長 | 小野浩史君 | 住民こども部長 | 桐戸博康君 |
| 健康福祉部長 | 鈴木司君 | 環境経済部長 | 清水宏君 |
| 建設部長 | 近藤学君 | 教育部長 | 春日井輝彦君 |
| 消防長 | 山本正義君 | 消防次長兼
消防署長 | 壁谷弘志君 |
| 会計管理者兼
出納室長 | 牧野洋司君 | | |

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名
事務局 長 山本忠志君

○議長（大嶽 弘君） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私にわたり御多忙のところ御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

昨日の日本列島は全国的に気温が上昇いたしました。東海地方はきょうも高気圧に覆われ熱中症への注意も引き続き呼びかけられております。6月に入りまして、これから梅雨期を迎えようとしております。高温多湿のこの時期、それぞれに健康を損なわないよう気をつけていただきたいと思います。

ここで、お諮りいたします。

本日、三河湾ネットワーク株式会社より、議場内のテレビカメラによる撮影の申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内のテレビカメラによる撮影を許可することに決定しました。

本定例会に提出された議案は、平成25年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを初め報告3件と、第35議案から第39号議案までの単行議案5件であります。慎重なる審議と、議会運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここで、定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 皆さん、おはようございます。

6月に入りまして、吹く風が初夏から真夏という感じる日になりました。

昨日は、消防団の競練会が行われまして、大変熱い35度の中で行われました。議員の皆様、それから区長様、各一般の町民の皆様、多くの方に御参加いただきまして、その中で第4分団が総合優勝いたしました。日ごろの消防団員の活動の中で本当に心から感謝を申し上げたいというふうに思っております。

本日は、ここに平成26年第2回幸田町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には公私とも大変御多用のところ、早朝より出席をいただき、まことにありがとうございます。

また、日ごろは住民福祉の増進と町政発展のために御尽力を賜っており、心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案させていただきます議案は、繰越明許費の報告議案3件と単行議案5件、合わせて8件でございます。

後ほど、提案理由とその概要につきましては説明申し上げますが、いずれもこれからの町政を進める上において重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議の上、可決、承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、一般質問につきましては7名の議員の皆様から通告をいただいておりますが、いずれも今後の町政を進める上に重要な問題ばかりでございます。真摯に受けとめて誠意を持って対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

ここで4点ほどPRと申しますか、宣伝をさせていただきたいと思っております。

1点目は、幸田町町村合併60周年記念事業として、加藤登紀子コンサートが6月28日、土曜日に開催されます。まだチケットもございますので、ぜひ購入の上、御参加いただきましたら大変ありがたく思っております。

2点目は、同じく町村合併60周年記念式典まであと一月を切りました。6月29日、日曜日に行きます。準備のほうも順調に進んでおりますので、皆様方ぜひ御出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

3点目は、式典当日の夜でありますけれども、町村合併60周年記念音楽祭、「V i v a M u s i c a l、幸田ミュージカルハイライト」といたしまして、今まで上演いたしました幸田ミュージカルの曲を中心とした歌とダンスのステージで、将来の幸田町を担う若者たちの元気いっぱいのステージをごらんいただければと思っております。

そして、4点目でございますけれども、町内の文化財や史跡を歩いてめぐることができる幸田文化財ウォーキングマップが完成いたしました。深溝城や長満寺をめぐる資料館から歴史入門コースがあり、また、本光寺や国指定史跡となった島原藩主深溝松平家墓所をめぐる墳墓の地と平坂街道コースなど、全10コースがございます。私、持ってまいりましたですけれども、こういう形になっておりまして全10巻ございます。1部ですと50円でございますけど10部まとめて買っていただきますと450円でございます。ぜひ初級から上級までのコースがございます、1時間から2時間ほどで歩きながら効率よく文化財をめぐることができます。距離や時間の目安なども記載してありますので、時間の都合や体力に合わせて御利用いただけましたら大変ありがたく思っております。歴史散策ウォーキングなどに幸田文化財ウォーキングマップをぜひ御活用いただきたいと思っております。先ほど申し上げましたように1部ですと50円でございますけども、10部一遍に買いますと450円でございます。ひとつよろしく願いをいたします。

最後に、1点御報告をさせていただきます。

5月30日に愛知県東海地震、東南海地震、南海地震等の被害予測調査が公表されました。幸田町におきましては、国が昨年5月30日に公表された震度予測が6強から今回におきましては7へと増大し、被害予測においても国の想定を上回りました。今後においても地震に対する備え、減災につきましては今後も努めてまいりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、6月に入りまして梅雨時を向かえ、近年ではゲリラ豪雨が多発しておりまして、大雨や台風に対する備えにつきましても引き続き万全を期してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ここで総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許しま

す。

総務部長。

〔総務部長 小野浩史君 登壇〕

○総務部長（小野浩史君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

平成26年度国県等公共事業採択（見込み）状況情報をお手元のほうに本日配付をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 小野浩史君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、平成26年第2回幸田町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時09分

○議長（大嶽 弘君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時09分

○議長（大嶽 弘君） 議事日程は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を8番 酒向弘康君、9番 水野千代子君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（大嶽 弘君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日6月2日から6月23日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月2日から6月23日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の定例会会期日程表のとおりですから、御了承願います。

日程第3

○議長（大嶽 弘君） 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査1月分、2月分、3月分、4月分の4件と定期監査2件であります。これは、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付のとおり陳情 1 件であります。これは、会議規則第 9 2 条の規定により、陳情第 2 号 1 件を所管となりまず総務委員会に付託いたします。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第 4

- 議長（大嶽 弘君） 日程第 4、報告第 1 号 平成 2 5 年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第 2 号 平成 2 5 年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第 3 号 平成 2 5 年度幸田町下水道事業特別繰越明許費繰越計算書についての 3 件を一括して報告を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

- 町長（大須賀一誠君） それでは、報告第 1 号 平成 2 5 年度幸田町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、御報告をさせていただきます。

議案書の 1 ページでございます。よろしくお願いたします。

この件につきましては、平成 2 5 年度におきまして繰越明許予算の議決をいただいております。その繰越額について繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づきまして報告をさせていただきます。

繰越明許事業は 2 ページの計算書のとおり、子育て支援システム導入事業を初め 3 事業でございます。まず、2 0 款民生費では子育て支援システム導入事業につきまして、繰越額を 1, 5 1 2 万円、4 5 款土木費では、県急傾斜地崩壊防止対策事業負担金事業につきましては、3 月議会において繰越明許予算の議決をいただいておりますが、建設負担金の支払いが年度内で完了しましたので繰越はゼロ円となりました。これは県事業であります急傾斜地施設設置に伴う土地借地交渉に期間を要し、工事発注がおくれ負担金確定が見込めないため繰越明許といたしましたものであります。年度内での借地契約及び工事発注をすることができ、平成 2 5 年度の事業費建設負担金額が確定したため、愛知県の市町村負担金事務取扱要綱に基づき建設負担金を納入いたしましたため、翌年度への繰越はゼロ円となったものでございます。

同じく、4 5 款の土木費永野橋架け替え建設負担金事業につきましては、繰越額 5 7 6 万円であります。各事業の財源につきましては、県支出金と一般財源により事業を行うものであります。議案関係資料は 1 ページを御参照いただきたいと思います。

続きまして、報告第 2 号でございます。平成 2 5 年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして報告いたします。

議案書の 3 ページでございます。ごらんいただきたいと思います。

この件につきましても平成 2 5 年度におきまして繰越明許予算の議決をいただいております。その繰越額について繰り越し計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき報告をいたすものでございます。

繰越明許事業は 4 ページの計算書のとおり、幸田駅前物件移転補償事業につきましては、繰越額 1, 8 2 6 万 6, 0 0 0 円とし、国庫支出金 6 2 7 万円と一般財源 1, 1 9 9

万6,000円にて事業を行うものであります。

議案関係資料は2ページを御参照いただきたいと存じます。

続きまして、報告第3号であります。平成25年度幸田町下水道事業特別繰越明許費繰越計算書につきまして報告をいたします。

議案書5ページでございます。お願いいたします。

この件につきましても、平成25年度におきまして繰越明許予算の議決をいただきしており、その繰越額について繰り越し計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をいたします。

繰越明許事業は6ページの計算書のとおり、公共下水道中部・南部処理分区整備事業につきましては繰越額を3,500万円とし、国庫支出金1,490万円と町債1,490万円及び一般財源520万円にて事業を行うものであります。

議案関係資料につきましては3ページを御参照いただきたいと思います。

以上、報告をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 報告は終わりました。

これをもって報告第1号、報告第2号、報告第3号の報告を終わります。



日程第5

○議長（大嶽 弘君） 日程第5、第35号議案から第39号議案までの5件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、単行議案第35号から第39号議案までの5件につきまして、提案の理由を説明をさせていただきます。

議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

第35号議案 幸田町税条例の一部改正についてであります。

提案理由につきましては、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い必要があるからであります。

改正の主な概要は、まず第1条関係のうち町民税の関係につきましては、第32条の4の改正において新たに国税として地方法人税が創設されることに伴い、法人町民税の法人税割の税率を100分の12.3から100分の9.7へと引き下げる改正を行うものであります。

次に、軽自動車税関係につきましては、第75条第1号から第3号の改正において、原動機付自転車、軽自動車及び小型特殊自動車、並びに2輪小型自動車の税率をそれぞれ引き上げる改正を行わせていただくものであります。

続いて、固定資産税関係であります。附則第10条の2の改正は地方税法の改正に伴い、公害防止用の設備、浸水防止用設備及びノンフロン製品にかかる課税標準の特例措置として、我が町特例の導入を規定するもので、それぞれ課税標準額を軽減するもの

であります。

次に、附則第10条の3第9項の改正は、地方税法の改正に伴い、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等について、一般の住宅と同様に建物にかかわる固定資産税の減額の規定の適用を受けられることになったため、それに伴う申告手続について規定するものであります。

次に、附則第16条につきましては、軽自動車税においても環境に配慮する観点から、軽自動車税が初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した場合は、平成28年度分から税率を引き上げることと規定するものであります。

ここまで第1条関係の施行につきましては公布の日からであります。法人税割の税率引き下げは平成26年10月1日から、軽自動車の経年税率を除く税率の改正は平成27年4月1日から、軽自動車の経年税率については平成28年1月1日から施行するものであります。

次に、第2条関係につきましては、平成22年幸田町条例第2号の幸田町税条例の一部を改正する条例において一部改正をしました幸田町税条例附則第19条の3につきまして、非課税口座内の小額上場株式等を相続等により取得した場合は、そのときの金額により譲渡されたものとみなし、今までのみなし譲渡に追加するものであります。第2条関係の施行期日につきましては公布の日からであります。

次に、第3条関係につきましては、平成25年幸田町条例第19号の幸田町税条例の一部を改正する条例において、一部改正をしました幸田町税条例附則第19条の2につきまして、株式等にかかる譲渡所得等にかかる個人の町民税の課税の特例について、引用条項を明確に規定するための字句整理をするものであります。第3条の施行期日につきましては公布の日からでございます。

議案関係資料は4ページから27ページでございますので、御参照いただきたいと存じます。

次に、議案書の13ページからでございます。

第36号議案 幸田町都市計画税条例一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからであります。

改正の主な概要につきましては、幸田町都市計画税条例附則第11項において引用しております条項を整理するものであります。なお、附則第3項中、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の法律番号につきまして、5月21日に公布がなされましたので追加させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。施行期日は公布の日から施行するものでございます。

議案関係資料につきましては28ページから29ページでございますので、御参照いただきますようお願いいたします。

次に、議案書の15ページをお開きいただきたいと存じます。

第37号議案 幸田町火災予防条例一部改正についてであります。

提案理由につきましては、消防施行令の一部を改正する政令、平成25年12月27日政令第368号の施行に伴い必要があるからであります。

改正の主な概要につきましては、平成25年8月に発生した京都府福知山市での花火大会火災を踏まえた対応として、ガスコンロなどの対象火気器具などの取り扱いに関する規定の整備及び屋外における大規模な催しの防火管理体制の構築を図るものであります。

16ページを御参照いただきたいと思いますけれども、第18条から第22条までは、祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他の多数のものが集合する催しにおいて、対象火気器具等を使用する場合には、消火器の準備をすることとするものであります。

第42条の2では、消防庁が定める要件に該当するもので、大規模な屋外催しにおきましては、火災時に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」と指定するものであります。

第42条の3では、指定催しを主催するものは、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成するとともに、開催する日の14日前までに消防機関に計画書の提出をしなければならないとするものであります。なお、指定催しにつきましては、運用通知において露天等が100店舗を超える大規模な屋外催しを要件として想定しており、現在のところ幸田町におきましては該当するものはございません。

続きまして、第45条第6号では、祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他多数のもの集合する催しに際して、対象火気器具等を用い露天等を開設する場合は、消防機関に届けなければならないとするものであります。施行期日につきましては公布の日から施行するものであります。

議案関係資料は30ページから33ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、議案書の19ページになりますけれどもお願いいたします。

第38号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

提案理由につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い必要があるからであります。

20ページをお開きいただきたいと思います。

改正の主な概要につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税にかかる課税限度額の改正を行うものであり、第2条第3項の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額14万円を16万円に、第4項の介護納付金課税額の課税限度額12万円を14万円に改正するものであります。この改正により課税限度額の合計は基礎課税額を含め77万円から81万円となるものであります。

次に、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象拡大をするため、5割及び2割軽減と対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げ等の見直しがされたことに伴い、第21条第1項では、さきに御説明しました課税限度額の改正と合わせ、同項第2号及び第3号の改正を行うものであります。施行期日は交付の日とし、適用につきましては平成26年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、平成25年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

議案関係資料は34ページから36ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、21ページをお開きいただきたいと思います。

第39号議案 財産の取得について（小中学校コンピュータ）についてであります。

財産を取得するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

提案理由は、学習環境整備のためのパソコン取得に伴い必要があるからであります。

物品の概要は、ノートパソコン91台、デスクトップパソコン41台、サーバー3台であり、納入場所は幸田町地内であります。契約金額は2,223万7,200円であります。契約の方法は10社による指名競争入札を5月8日に実施し、契約の相手方は豊橋市内張町5番地の2、有限会社東京理科器 取締役 生崎 浩でございます。

議案関係資料は37ページから40ページでございます。御参照いただきますようお願いいたします。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。よろしく御審議の上、御可決、承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 提案理由の説明は終わりました。

質疑をされる方は、本日午後5時までに議案質疑通告書を事務局まで提出をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、6月4日水曜日午前9時から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

ここで、1点御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を10分後から第1委員会室において開催いたします。委員の方は、出席をお願いいたします。

連絡事項は以上であります。

本日は御苦労さまでした。

これにて、散会といたします。

散会 午前 9時32分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成26年6月2日

議 長

議 員

議 員